

令和2年度 Go To Eatキャンペーン 埼玉県プレミアム付食事券発行事業 約款

第1章 総則

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた国内経済の回復に向けた緊急経済対策として令和2年度 Go To Eatキャンペーンに係る事業のうち食事券発行事業を埼玉県において(以下「本事業」という。)行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(発行団体)

第2条 プレミアム付食事券(以下「食事券」という。)の発行団体は、Go To Eatキャンペーン埼玉県事務局(以下「事務局」という。)とする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和2年9月30日から令和3年3月31日までとする。

(食事券の販売内容)

第4条 食事券の販売単位は、額面1,000円の10枚と500円の5枚をもって1冊とする。

2 食事券の販売は、1冊単位とし、販売金額は10,000円とする。

(券面表示事項)

第5条 食事券には次の事項を記載する。

- (1) 問合せ先
- (2) 利用可能な金額、期間
- (3) 偽造防止のための券番
- (4) 釣銭対応
- (5) 返品、返金等の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 転売の禁止
- (8) その他食事券の管理に必要な情報

第2章 食事券の販売

(購入対象者)

第6条 食事券の購入対象者は、特に定めない。

(購入限度額)

第7条 食事券の購入限度額は、1名につき1回2冊までとする。(回数に限度は設けない)

(販売方法)

第8条 食事券の販売方法は、次のとおりとする。

- (1) 事務局ホームページにて予約を行い、予約後2日から10日以内に、ファミリーマート店頭が多機能端末(Famiポート)にて受付、レジにて支払い・受け渡しを行う。

(食事券の販売期間)

第9条 食事券の販売期間は、第一期令和2年10月23日(金)10:00から令和2年11月30日(月)23:59まで、第二期令和2年12月1日(火)0:00から令和3年1月31日(日)23:59までとする。(予約期限は1月31日23:59まで、支払い・受け渡し期限は2月1日23:59まで)

2. 発行額が上限100億円に達した場合は上記期間より前に販売を終了する

(販売場所)

第10条 食事券の販売場所は、次のとおりとする。

- (1) 全国のファミリーマート店頭において行う。

(販売周知)

第11条 事務局は、ポスター等により、販売の周知をするものとする。

第3章 食事券の利用

(有効期間)

第12条 食事券の有効期間は、令和2年10月23日から令和3年3月31日までとし、有効期間を経過した食事券は無効とする。

(取扱加盟店)

第13条 食事券が利用できる店舗は、第19条による登録をした店舗(以下「取扱加盟店」という。)とする。

(対象サービス)

第14条 食事券は、取扱加盟店が取扱う食事サービス(テイクアウト及びデリバリーを含む)(以下「食事サービス」という。)について、利用できるものとする。

(釣り銭)

第15条 食事券の利用に対する釣り銭は、支払わないものとする。

(利用者の責務)

- 第16条 利用者が購入した食事券の返品、現金との交換はできないものとする。
- 2 利用者が食事券で購入した食品等については、現金による返金はできないものとする。
- 3 利用者が購入した食事券が盗難、紛失、滅失した場合は、利用者の責務とする。
- 4 利用者が購入した食事券は、転売できないものとする。

第4章 食事券の加盟店

(取扱加盟店の募集)

第17条 取扱加盟店の募集の周知方法は、埼玉県商工会議所連合会・埼玉県商工会連合会の協力、及び本事業のホームページ等によるものとする。

(取扱加盟店の登録資格)

第18条 取扱加盟店の登録資格は、埼玉県内で営業しており3密対策を実施している店舗とする。ただし、反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこととする。以下詳細の条件を満たしている店舗に限る。

(1) 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を除く。

(2)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組んでいる店舗。

2 次に掲げるものは除く

- (1) 特定の宗教または政治団体と関わるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) その他事務局が不相当と認めるもの
(取扱加盟店の登録手続き)

第19条 取扱加盟店の登録を希望する店舗は、事務局の作成するホームページからのWEB申込み、又はFAXによる申込みとし、事務局からの承認を得なければならない。また承認の方法は事務局からの決定通知書・取扱加盟店マニュアル・ポスター・ステッカー・食事券見本・換金ツール（使用済み食事券送付用封筒・使用済み食事券換金伝票）（※以下加盟店キットという）の郵送到着をもって承認とする。認可できない場合は、メール又はFAXにて連絡する。

2 事務局は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に加盟店キットを発送する。

3 事務局は、事務局構成団体のホームページ等で、加盟店を明らかにしなければならない。

(加盟店の募集期間)

第20条 加盟店の募集期間は令和2年9月30日から令和3年1月31日までとする。ただし、加盟店の数が十分でない場合は、募集期間を延長することができる。

(換金期間)

第21条 加盟店による使用済み食事券の換金期間は、令和2年10月23日から令和3年4月28日までとする。

2 換金期間を過ぎた食事券は無効とする。

(換金方法)

第22条 加盟店の換金方法については、次のとおりとする。

- (1) 使用済み食事券を換金する場合は、事務局が指定する場所に、使用済み食事券換金伝票と半券を切り取った使用済み食事券を郵送にて提出する。取扱加盟店は、登録申請時に指定した預金口座へ、換金額の振り込みを受ける。
- (2) 取扱加盟店に対する換金額の振り込みは、月に最大2回とし、設定する毎月の回収日までに到着した食事券額面金額分について振り込みを行う。回収については当日消印有効とする。
- (3) 取扱加盟店の預金口座へ換金額を振り込む際の振込手数料は、事務局が負担する。
- (4) 入金額に疑義が生じた場合、着金から2週間以内に申し出があった場合に限り対応する。

(取扱加盟店の遵守事項)

第23条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に食事券を持参した場合は、食事券額面分の食事サービスの提供を行うこと。
- (2) 事務局から配布された加盟店の告知ポスター等は、利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取った食事券には、申込書記載の店舗名、店舗責任者名を押印又は記入すること。
- (4) 他店押印・記載のある食事券は、受け取らないこと。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察に通報するとともに、事務局に報告すること。
- (6) 食事券の交換、譲渡、売買、再利用はしないこと。
- (7) 加盟店が自ら購入した食事券を自店名で換金しないこと、また、商品仕入れ等に使用しないこと。
- (8) 換金伝票の写し及び提出済の食事券の半券については、本事業終了の4月30日まで保管すること。
- (9) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組み、申請案内事務局（農林水産省設置）から配布された感染症対策ツールを掲示すること。
- (10) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく埼玉県知事からの下記要請に従うこと。
 - ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び埼玉県LINEコロナお知らせシステムの導入また、Go To Eatキャンペーン期間中に、同法に基づく新たな要請があった場合には、それに従うこと。同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従うこと。
- (11) 本約款に定める各条項を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

(加盟店資格の喪失等)

第24条 事務局は、前条の各号に違反する行為が加盟店に認められた場合は、換金の拒否、取扱加盟店登録の取り消し、損害賠償の請求等を行うことができる。

(紛失等の責務)

第25条 利用者から受け取った食事券が盗難、紛失、滅失した場合は、加盟店の責務とする。

2 ただし、食事券郵送時の食事券滅失については、使用済み食事券換金伝票の写しと、加盟店が保管する滅失した食事券の半券の提出を行うことができる場合に限り、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

(届出事項の変更)

第26条 加盟店は、登録事項に変更があった場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。

第5章 雑則

(事務局の過失による紛失等の責務)

第27条 事務局の過失による食事券の盗難、紛失、滅失は、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第28条 この約款に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この約款は、令和2年9月30日から施行する